

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行いますので、下記のとおり公告します。

令和5年5月22日

豊前市長 後藤 元秀

1. 業務概要

- (1) 業務名 豊前市立新設中学校整備事業設計業務
- (2) 業務内容 「豊前市立新設中学校整備事業設計業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年11月30日（木）まで

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、単体事業者又は共同企業体（以下「JV」という。）によるものとする。JVを構成する構成員（以下「構成員」という。）が本公募における他の応募者でないことを要件とするとともに、JVの中から代表となる法人（以下「代表事業者」という。）を定め、代表事業者が本市への参加申込書の提出、質疑を行うものとする。

【単体事業者又は構成員の共通要件】

- (1) 公募の日において、豊前市財務規則（昭和41年規則第4号）第92条第2項に規定する名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加申込日から契約締結までのいずれの日においても営業停止処分又は豊前市の指名競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

【単体事業者又は代表事業者の共通要件】

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(2) 平成 25 年 4 月以降に延べ面積 4,000 m²以上の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校のいずれかの新築・増改築に関する基本設計又は実施設計業務を、単独又は JV で元請として請け負い、公告日現在において設計業務が完了している実績を有すること。

(3) 管理技術者と意匠主任担当技術者が所属していること。

【JV の結成要件】

(1) JV の構成員数は、2 者又は 3 者とする。

(2) 各構成員の出資比率は、2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上とすること。

(3) JV の代表事業者は、出資割合が最大であること。

3. 業務実施上の条件

(1) 管理技術者及び意匠・構造・電気設備・機械設備の分担業務分野に掲げる主任担当技術者を配置すること。

(2) 管理技術者及び意匠主任担当技術者は、一級建築士の資格を有し、参加申込書の受付日以前に、参加申込者と直接的かつ恒常的な雇用関係が 3 か月以上あること。

(3) 各主任担当技術者は、それぞれ 1 名ずつ配置すること。

(4) 管理技術者は、各主任担当技術者を兼任しないこと。また、主任担当技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。

(5) 主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。

(6) 本業務に関する専門分野（管理技術者及び意匠主任担当技術者を除く。）について、協力事務所を加えることができる。ただし、協力事務所は本プロポーザルに参加することができない。

(7) 協力事務所は、「2. 参加資格」の【単体事業者又は構成員の共通要件】(2)～(8)を満たしていること。

4. 手続等

(1) 担当部署

豊前市教育委員会 学校教育課 学校再編担当

〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木 955

TEL：0979-82-1121 FAX：0979-82-5240

Mail：saihen@city.buzen.lg.jp

(2) プロポーザルに係る関係資料の交付

① 交付期間 令和 5 年 5 月 22 日（月）から令和 5 年 6 月 16 日（金）まで

② 交付方法 豊前市ホームページからの入手を原則とする。

(URL <https://www.city.buzen.lg.jp/>)

(3) 参加申込書等の提出

- ① 受付期間 令和5年5月22日（月）から令和5年6月16日（金）まで
- ② 提出場所 （1）担当部署に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。

（4）技術提案書等の提出

- ① 受付期間 令和5年6月26日（月）から令和5年8月1日（火）まで
- ② 提出場所 （1）担当部署に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。

5. 評価基準

「豊前市立新設中学校整備事業設計業務委託公募型プロポーザル評価要領」による。

6. その他

詳細は「豊前市立新設中学校整備事業設計業務委託公募型プロポーザル実施要領」による。